

# 議題 1 生活保護実施体制にかかる職員の 任用資格について

# 生活保護実施体制にかかる職員の社会福祉主任用資格について

## ○令和7年度 有資格者充足率

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ケースワーカー	要員数	852	832	816	814	813	811	816	815
	うち有資格者数 (有資格者率)	<b>608</b> (71.4%)	<b>638</b> (76.7%)	<b>682</b> (83.6%)	<b>727</b> (89.3%)	<b>754</b> (92.7%)	<b>769</b> (94.8%)	<b>785</b> (96.2%)	<b>815</b> (100.0%)
査察指導員	要員数	170	167	163	162	163	163	162	161
	うち有資格者数 (有資格者率)	<b>68</b> (40.0%)	<b>90</b> (53.9%)	<b>114</b> (69.9%)	<b>140</b> (86.4%)	<b>162</b> (99.4%)	<b>163</b> (100.0%)	<b>162</b> (100.0%)	<b>161</b> (100.0%)
計	要員数	1,022	999	979	976	976	974	978	976
	うち有資格者数 (有資格者率)	<b>676</b> (66.1%)	<b>728</b> (72.9%)	<b>796</b> (81.3%)	<b>867</b> (88.8%)	<b>916</b> (93.9%)	<b>932</b> (95.7%)	<b>947</b> (96.8%)	<b>976</b> (100.0%)

## ○令和8年度以降における有資格者充足率の管理について

- 「社会福祉主任用資格 有資格者充足率向上計画」（以下「計画」という）に基づき、この間、総務局と連携しながら、有資格者の配置及び年度当初の充足率の確認を行い、計画の達成に向けて取組を進めてきた。
- 令和7年度当初配置において計画を達成したものの、社会福祉法及び公正職務審査委員会勧告の趣旨を踏まえ、引き続き充足率100%の維持に努めていく必要がある。

## ○今後の社会福祉主任用資格に関する方針

### 『社会福祉主任の活用方策等について』（厚生労働省通知 抜粋）

人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、採用時及び異動時において社会福祉主任の資格を有さない者を配置することはやむを得ないものとして取り扱って差し支えないものとすること。ただし、資格を有さない者を配置した場合には、資格の取得のため、速やかに社会福祉法第19条第1項第2号に規定する養成機関又は講習会の課程を修了させる対応を採ること。



- ⇒ 今後も総務局との連携のもと、有資格者の配置状況の確認を継続して実施し、適正な保護の実施に努める。
- ⇒ 国の通知をふまえ、人事の弾力的な運用・活性化を図る観点から、やむを得ず資格のない者を配置した場合には、速やかに資格を取得させる必要があるため、引き続き公費負担による研修受講等が可能な環境を整備していく。
- ⇒ 100%の体制を維持していくために、当該事務に従事していない職員であっても生活保護業務に関わる職員については、研修受講を推進していく。